

事 務 連 絡
平成23年3月13日

東京電力から電力供給される都県難病担当主管課 御中
(東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡)

厚生労働省健康局疾病対策課

東京電力株式会社による輪番停電に係る人工呼吸器等使用の
在宅療養患者に対する注意喚起について (依頼)

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な保健医療体制の確保及び被災地域への職員派遣等多大なるご協力につき、厚く御礼申し上げます。

本日、東京電力株式会社より、電力の需給逼迫のため、明日(3月14日)以降、東京電力株式会社が電力を供給する地域をいくつかのブロックに分け、順番に一定時間ごとに停電すること(以下「輪番停電」という。)が発表されました。

対象地域においては、明日中にほとんどの地域が一定時間、停電の対象となることから、速やかに所要の対応を開始していただくことを要請します。併せて、管内市町村に対しても、直ちに周知を願います。

貴課におかれましては、大至急、輪番停電の実施について注意喚起を行うとともに、貴管下の保健所等を通じて、人工呼吸器等を用いて在宅療養中の患者の現状を再確認するとともに、必要に応じ医療機器メーカーと協議を行い、

- ・人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間、作動の再確認
- ・人工呼吸器の外部バッテリーの準備及び事前の充電
- ・蘇生バッグによる人工呼吸の実施の準備
- ・かかりつけ医療機関との緊急時連絡体制の再確認

等の注意喚起を行い、在宅療養患者が遺漏なく輪番停電に対応できるよう、適切な指導の実施について、特段の御配慮・御協力方お願い申し上げます。

(参考) 輪番停電に関する情報

東京電力株式会社の発表 (<http://www.tepco.co.jp/cc/press/.html>)

<連絡先>

厚生労働省健康局疾病対策課

難病医療係 溝口・山下

電話(代表) 03-5253-1111(内2355)

(直通) 03-3595-2249